

## 令和8年度ニホンジカ大規模捕獲技術実証業務 企画提案書作成要領

この「令和8年度ニホンジカ大規模捕獲技術実証業務 企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、広島県が実施する「令和8年度ニホンジカ大規模捕獲技術実証業務」（以下「本業務」という。）に関し、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）の企画提案書の作成に当たって、必要な事項を定めるものである。

プロポーザル参加者は、「令和8年度ニホンジカ大規模捕獲技術実証業務公募型プロポーザル説明書」を確認の上、作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

### 1 企画提案時の提出書類

企画提案書及び見積書【様式9】 8部（正本1部、副本7部、電子媒体（PDF形式）1部）

### 2 作成要領

#### (1) 一般的事項

ア 用紙は、原則A4判両面使用とし、横置き横書き（上綴じ）とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えないものとする。

イ 表紙（任意様式。ただし、右上に参加資格確認通知の際にあわせて通知する提案要請記号（アルファベット）を記入すること。）、目次、企画提案書、業務委託見積書によること。

ウ ページ番号は表紙と目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

エ 審査の公正を期すため、副本には、会社名、住所、ロゴマークなど、参加者を特定できる表示は記載しないこと。会社名を記載する場合は「当社」と記載すること。

オ 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めないこと。

カ いずれの提案についても実現可能な提案であること。

キ 採用された提案の著作権は広島県に帰属する。

## (2) 企画提案書

業務委託仕様書を参照の上、次の事項について記載した企画提案書を作成すること。

なお、それぞれの提案内容について、実施効果が見込めると判断できるエビデンスも可能な限り、合わせて示すこと。

<b>1 課題認識と目指す姿</b>
(1) 大規模捕獲技術が普及していない理由や普及の課題が認識できているか。 (2) 「有害鳥獣捕獲ガイドライン（令和8年3月）」を踏まえ、ニホンジカを省力的かつ効率的に捕獲する手法として、鳥獣被害対策における大規模捕獲技術の活用の位置づけが明確に設定されており、その考え方は妥当か。
<b>2 大規模捕獲技術の実証内容の革新性</b>
(1) 従来の大規模捕獲手法が抱える課題を整理したうえで、実証する内容が、新しく開発する技術のほか、既存の技術と新しいアイデアを組み合わせた技術や新たな仕組みなど新しい発想でその課題を解決しようとするものとなっているか。 (2) 評価は仕様書の2(1)①から④の取組ごとに行う。
<b>3 大規模捕獲技術の実証内容の確実性</b>
(1) 実施体制 業務の確実な遂行が見込まれる実施体制となっているか。 (2) 提案者の実績・強み 提案者のこれまでの類似業務の適正な実績又は優位性が認められ、技術確立及び実装が期待できるか。 (3) 機動性 実証地区の近隣（車で1時間程度）に常駐する事務所がある又は、サテライトオフィスなどを設置する意思も含め、天候などの変化や、不測の事態への対策が具体的に記述されているか。 (4) 実証する技術の検証方法 実証する技術（猟法、機材と機種等）、検証に必要なデータの種類とその収集・分析方法は、具体的に盛り込まれているか。 (5) 実施スケジュール 各業務の開始から終了に至るまでの年間スケジュール概要の内容から、適切な業務実施が見込まれるか。
<b>4 大規模捕獲技術の実証内容の普及性</b>
(1) 大規模捕獲の特性理解 大規模捕獲技術の特性を理解し、この技術の実施を検討する市町等に対して、実行判断に必要なポイントや既存の有害捕獲活動との組み合わせが整理できることが見込まれるか。実証技術のコストは低く抑えられ、技術移転先である市町が活用できる技術になっているか。 (2) 大規模捕獲手順書の構成 (1)のねらいに即した「大規模捕獲手順書」の構成が提案されているか。
<b>5 本業務の目的に応じたその他の提案</b>
(1) 各事業の成果を押し上げるために効果的な独自提案がされているか。

## (3) 業務委託見積書

ア 広島県知事宛とすること。

- イ 本業務に係る所要経費を全て見積もること。また、見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。金額は、消費税及び地方消費税（10%）を含めた金額を記入すること。
- ウ 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした見積書を提出することとし、「一式」という表現による記載は行わないこと。